

## 廃棄物の輸出承認について

輸出注意事項 5 第 4 2 号 (5.12.14)

最終改正：輸出注意事項 1 5 第 3 9 号(15.11.14)

輸出貿易管理令（昭和 2 4 年政令第 3 7 8 号）別表第 2 の 3 5 の 2 の項（ 2 ）に掲げる廃棄物の輸出の承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け 6 2 貿局第 3 2 2 号・輸出注意事項 6 2 第 1 1 号）によるほか、平成 5 年 1 2 月 1 5 日から下記により行います。

なお、当該廃棄物が同表同項（ 1 ）に掲げる特定有害廃棄物等にも該当する場合の輸出の承認の取扱いは「特定有害廃棄物等の輸出承認について」（平成 5 年 1 2 月 1 4 日付け 5 貿局第 3 9 8 号・輸出注意事項 5 第 4 1 号）に基づき行います。

### 記

#### 1 適用地域

適用地域は、全地域（南緯 6 0 度の線以北の公海を除く。）とする。

#### 2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 3 5 の 2 の項（ 2 ）に掲げる貨物であって、次に掲げるものとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「廃掃法」という。） 2 条第 1 項に規定する廃棄物であって、同法第 1 0 条第 1 項（同法第 1 5 条の 4 の 6 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき環境大臣による輸出の確認を受けなければならないもの。ただし、同法第 1 0 条第 2 項（同法第 1 5 条の 4 の 6 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合を除く。

#### 3 輸出承認の申請

##### （ 1 ） 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、廃掃法第 1 0 条第 1 項（同法第 1 5 条の 4 の 6 第 1 項で準用される場合を含む。）の規定により輸出についてあらかじめ、環境大臣の確認を受けた確認書を取得のうえ、輸出承認申請書 2 通を経済産業局（通商事務所を含む。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課に提出するものとする。

##### （ 2 ） 輸出承認申請の際の添付書類

申請理由書 2 通

輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 2 通

廃掃法第 1 0 条第 1 項（同法第 1 5 条の 4 の 6 第 1 項で準用する場合を含む。）の規定により輸出についてあらかじめ、環境大臣の確認を受けた確認書の原本及びその写し 2 通

適用品目についての試験機関又は研究機関の代表者及び輸出承認の申請をしようとする者の署名のある成分表又は化学分析表 2 通

その他の必要と認められる書類

#### 4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記 3 に従って行われたものであることを確認のうえ、承認を行うものとする。